

(別紙2)

審査の結果の要旨 氏名 吉井 文美

本論文が対象とした時期は1931年の満洲事変から1941年の太平洋戦争にいたる10年である。この間日本は、関東軍の力を背景に中国東北部を中国国民政府の統治から切り離した。日中戦争の開始後においては日中双方とも宣戦布告を行わなかった結果、日本は交戦権の発動としての軍政施行をなしえず、地域政権を表に立てた間接的な占領地支配を実施した。現地に地方政権を樹立して占領地支配を行う日本の方式は、国際法の観点からみて曖昧な点を多く含む前例のないものであり、ここに、最大の在華権益を有し全中国の海関運営に任じていた英国が、在華権益を実効的たらしめるガバナンスをめぐり、日本や地域政権との交渉を行わざるをえない要因が生まれた。いっぽう中国には、19世紀以来、欧米列強との間に締結された条約関係や権益が広く存在し、いわば国内法の中に国際法を複雑に抱え込んだ状況が存在していた。ここに、外務省・陸軍中央・現地軍など日本側が、英米をはじめとする権益保有国や国民政府との交渉を行わざるをえない要因があった。

本論文の独創性は、上記二つの要因によってもたらされた日本の占領政策の特質に着目することで、英国と中国の間に存在していた既存の条約や契約関係が、「満洲国」樹立や日中戦争勃発というインパクトを契機に変容してゆく過程を実証的に明らかにしたところにある。従来の研究が、ともすれば、日本軍による権益侵害と英国政府からの抗議といった二元構造で捉えてきたことに鑑みると、本論文の着眼点の新しさは、実際に中国で経済活動をおこなっていた英国企業、中国全土の海関運営と外債内債の償還に任じてきた英国人税務司のほか、在華権益のガバナンスに関与する地域政権など多様な政治主体に着目し、在華権益をめぐる競合の過程を新史料の発掘を含めた日英中の一次史料の博捜によって描いた点に求められよう。

本論文は三部六章から構成される。第一部では、満洲国成立を機に、米英の煙草企業（英米トラスト＝啓東社）が、同国の推進する統制策や法人化に対して柔軟に対応した事実、その背景にあった英国外務省の判断などを分析した。第二部では、華北の天津海関と開灤炭鉱が迫られた対応について、天津税務司と上海総税務司、総領事と英国外務省、現地と本社など、在華権益のガバナンスをめぐる多様な政治主体の意思決定過程を明らかにした。第三部では、中国最大の関税収入を誇る上海海関の事実上の接收過程を取り上げ、外債償還確保の維持を最重視した英国の態度が全海関の在り方に与えた影響などについて論じた。

基本的な概念の説明についてなお不十分な部分があること、多様な政治主体の動向についてさらなる整理が必要なことなど、残された課題はあるものの、それは本論文が研究史上に持つ価値をいささかも減ずるものではないと考える。よって、本委員会は、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。